衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月21日制定）の一部を次のように変更する。

平成23年５月31日

衆議院共済組合代表者
衆議院議長　横路　孝弘

附則第７条の次に次の１条を加える。

（災害見舞金附加金）

第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害により損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。

⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月

附　則

この変更は、平成23年５月31日から施行し、同年３月11日から適用する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成23年６月24日　京都府教育委員会

1　失効した免許状の氏名、本籍地、授与権者、失効年月日、種類、番号、授与年月日

⑴　梅田　泰道、京都府、京都府教育委員会、平成23年５月26日、小学校教諭１種免許状、平３小一け第1114号、平成４年３月31日

⑵　梅田　泰道、京都府、京都府教育委員会、平成23年５月26日、小学校教諭２級普通免許状、昭49小二普め第767号、昭和50年３月31日

⑶　梅田　泰道、京都府、愛知県教育委員会、平成23年５月26日、高等学校教諭２級普通免許状、昭48高二普第1552号、昭和49年３月31日

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　効力発生日は平成二十三年十月一日であり、両
社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十
日に終了しております。

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　効力発生日は平成二十三年十月一日であり、両
社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十
日に終了しております。

　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十三年六月十四日
　　掲載頁　六十七頁（号外第一二五号）
（乙）掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十三年六月十四日
　　掲載頁　六十七頁（号外第一二五号）
平成二十三年六月二十四日
秋田県秋田市外旭川字待合二八番地
（甲）秋田市中央卸売市場水産物精算株式会社
代表取締役　石黒　功二
秋田県秋田市外旭川字待合二八番地
（乙）秋田市中央卸売市場青果物精算株式会社
代表取締役　柳田　勇悦

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
　効力発生日は平成二十三年十月一日であり、両
社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十
日に終了しております。

　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.neetec.co.jp/financal.html
（乙）http://www.niskk.co.jp/src/zaimu.htm
平成二十三年六月二十四日
東京都中央区新川一丁目八番八号
（甲）株式会社ニークシステムテクノロジー
代表取締役社長　成瀬　隆夫
東京都中央区日本橋小舟町七番二号
（乙）ニッコーシステム株式会社
代表取締役　松田栄一郎

合併公告

　左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十三年八月一日であり、株主総会の承認決議はいずれも平成二十三年六月二十一日に終了しております。また、甲は乙及び丙の全株式を保有していることから、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、甲は、平成二十三年六月三日付官報六十三頁（号外第一一八号）、乙及び丙は、同日付官報六十五頁（号外第一一八号）において最終貸借対照表を開示しております。
平成二十三年六月二十四日
東京都品川区東品川二丁目五番四号
（甲）菱洋インテリジェンス株式会社
東京都品川区東品川二丁目五番四号
代表取締役　板橋　功
（乙）A&Rプロセッシング株式会社
山口県山口市小郡下郷二二七八番地五
代表取締役　笠原　宏文
（丙）山口菱洋システム株式会社
山口県山口市小郡下郷二二七八番地五
代表取締役　板橋　功

合併公告

　左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、公告します。
一、この合併の概要は、次のとおりです。
二、効力発生日は、平成二十三年十月一日とします。
三、合併後存続する甲の資本金の額は、一七、二五〇、〇〇〇、〇〇〇円となります。なお、合併による資本金の額の増加はありません。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.neetec.co.jp/financal.html
（乙）http://www.niskk.co.jp/src/zaimu.htm
平成二十三年六月二十四日
東京都中央区新川一丁目八番八号
（甲）株式会社ニークシステムテクノロジー
代表取締役社長　成瀬　隆夫
東京都中央区日本橋小舟町七番二号
（乙）ニッコーシステム株式会社
代表取締役社長　松田栄一郎

三、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。
　また、乙の新株予約権を発行していません。まただ、乙の新株予約権者に対する新株予約権の割当ては金銭の割当ては行いません。
四、乙の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日において甲に引き継がれます。
　また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号をＮＫＳＪいまわり生命保険株式会社に変更いたします。本店所在地は、東京都新宿区西新宿六丁目十三番一号新宿セントラルパークビルとなります。
　この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載日（平成二十三年六月二十四日）の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、甲および乙の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。
（甲）http://www.himawari-life.com/company/disclosure/index.html
（乙）http://www.nipponkoa.co.jp/life/bspl/
平成二十三年六月二十四日
東京都新宿区西新宿一丁目一番一号
（甲）損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
取締役社長　松崎　敏夫
東京都中央区築地三丁目四番二号
（乙）日本興亜生命保険株式会社
取締役社長　橋本　和生

合併公告

　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
　効力発生日は平成二十三年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十一日に終了しております。
　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.neetec.co.jp/financal.html
（乙）http://www.niskk.co.jp/src/zaimu.htm
平成二十三年六月二十四日
東京都中央区新川一丁目八番八号
（甲）株式会社ニークシステムテクノロジー
代表取締役社長　成瀬　隆夫
東京都中央区日本橋小舟町七番二号
（乙）ニッコーシステム株式会社
代表取締役　松田栄一郎